



長居検査員。おはようございます。
先日、コンクリート関係で、『竣工検査直前に、監督員による
竣工書類点検の結果、「不適合工事」を回避した事例がある。』
と伺いましたが、
都合良ければ、これから教えて頂けませんか？

はい。大丈夫ですよ。
若井検査員。



先日、『竣工検査の直前』と言っていましたが、
具体的には、何日前のお話ですか？

竣工検査の前日のことです。
監督員が、竣工検査に向けて、現場代理人とともに、
施工管理等を再点検した結果、生コン「納入書」が、
承諾願の「水セメント比(W/C)=55%以下」ではなく、
「W/C=55%超」であることが、判明した事例です。



そうすると、予定していた竣工検査は、
どのようにして「不適合工事」を回避したのですか？

検査当日、当該事務所に到着して直ぐに、
『水セメント比の問題が判明したので、
本日の竣工検査を取りやめしたい』と、
申し入れがありました。



検査前日までの、検査取りやめなら解りますが、
検査当日の検査取りやめは、可能なのですか？

遅くとも前日までに、取りやめ依頼があれば可能です。
この事例の場合は、検査当日でしたが、
『検査員として、まだ、工事検査開始宣言をしていない』
こともあり、検査を取りやめました。



本来なら、検査前日ではなく、監督員や現場代理人が、
日々の現場監督・施工管理を徹底し、チェックしていれば、
そのような事態は、生じなかったですね？

そうなんですよ。・・・。
残念ながら。





ところで、水セメント比が「W/C=55%超」のため、
竣工検査は、取りやめたでしょうが、
その後、受注者は、どのような対応をしたのですか？
前回の橋梁下部工事例のように、
取り壊して、再施工したのですか？

いいえ、違います。
発注者と受注者との協議により、
「コンクリート構造物の劣化防止、耐久性向上を目的」として
開発された“劣化制御仕様”の改修工法が、承諾されました。



承諾による“改修”後の竣工検査は、
当然、『適合』だったんですよね？

はい。承諾のとおり施工されていることを
確認しましたので、
「不適合工事」は、回避されました。



やはり、日々の事前チェックが、大切ですね。

日々のチェックは、
監督員や現場代理人、更には社内検査員にも、
共通して言える事ですね。



その他に、共通仕様書の記載内容を守られていなかった
「不適合工事」事例は、ありますか？

河川堤防法面などに関する「不適合工事」事例が、多くありますね。
これに関する事例は、河川に詳しい黒岩検査員に、伺ってください。



●本日のポイント

受注者において、検査直前からの施工管理等の一括整理の実態が見受けられますが、それでは、『検査のための書類』でしかありません。

本来は、日々の出来形・品質管理等による施工管理が基本ですので、監督員においても、現場での段階確認時は、Co納入書や施工管理等のチェックも実施するよう心掛けると、不測の事態発見と、早めの対応が可能となります。

【登場人物の設定】

○福島県 出納局 工事検査課



：長居(カ)検査員



：若井(カ)検査員